



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 2
 【根拠条文】 法第 27 条の 23 第 1 項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】 アメリカンインターナショナルグループ株式会社
 代表取締役 ウィリアム・エドワード・ワーバ
 【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 3 号
 【報告義務発生日】 平成 19 年 1 月 15 日
 【提出日】 平成 19 年 1 月 22 日
 【提出者及び共同保有者の総数（名）】 4
 【提出形態】 連名
 【変更報告書提出事由】 株券保有割合が 1% 以上増加したこと

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	東洋炭素株式会社
証券コード	5310
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所（第 1 部）

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	エイアイジー・スター生命保険株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区晴海一丁目 8 番 1 2 号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治 37 年 3 月 26 日
代表者氏名	トーマス・バークハード
代表者役職	代表取締役
事業内容	生命保険業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒 100-8234 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 3 号 アメリカンインターナショナルグループ株式会社 法務部 穂積 恵里子
電話番号	03-3218-4680

(2)【保有目的】

純投資（資産運用のため）

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券又は投資証券等（株・口）	48,900		
新株予約権証券（株）	A	—	G
新株予約権付社債券（株）	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計（株・口）	M 48,900	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	R 48,900		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成 18 年 8 月 31 日現在）	T 13,333,792
上記提出者の 株券等保有割合（%） (R / (S+T) × 100)	0.37

直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	0.32
-----------------------------	------

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	AIG グローバルインベストメントコープ（アジア）リミテッド (AIG Global Investment Corp. (Asia) Limited)
住所又は本店所在地	香港 セントラル コンノート ロード AIG タワー16 階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1986年9月2日
代表者氏名	ピーター・スー
代表者役職	マネジング・ディレクター
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒 100-8234 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 アメリカンインターナショナルグループ株式会社 法務部 穂積 恵里子
電話番号	03-3218-4680

(2)【保有目的】

投資一任契約による純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・ 口）			14,000
新株予約権証券（株）	A	—	G
新株予約権付社債券（株）	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I

株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O 14,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 14,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株・口) (平成18年4月26日現在)	Q 13,333,792
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	0.10
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.12

1【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	AIGプライベートバンク リミテッド (AIG Private Bank Ltd.)
住所又は本店所在地	スイス連邦 8021 チューリヒ ペリカンストラッセ 37
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1965年8月9日
代表者氏名	ピーター・ホノルド
代表者役職	ジェネラル・カウンセル

事業内容	金融業
------	-----

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒 100-8234 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 アメリカンインターナショナルグループ株式会社 法務部 穂積 恵里子
電話番号	03-3218-4680

(2)【保有目的】

投資一任契約による純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項第 1号	法第27条の23第3 項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			20,000
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O 20,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 20,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成18年8月31日現在)	T 13,333,792
上記提出者の株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	0.15
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	0.26

3【提出者（大量保有者）／4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	エイアイジー投信投資顧問株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号AIGビル
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和61年11月17日
代表者氏名	秋元 正
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資顧問業、投資信託委託業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒 100-8234 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 アメリカンインターナショナルグループ株式会社 法務部 穂積 恵里子
電話番号	03-3218-4680

(2)【保有目的】

投資一任契約及び証券投資信託に係る信託契約による純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）			771,100
新株予約権証券（株）	A	—	G
新株予約権付社債券（株）	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K

他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	0 771, 100
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 771, 100		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18 年 8 月 31 日現在)	T 13, 333, 792
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O / (P+Q) × 100)	5. 78
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	4. 63

第 3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第 4 【提出者及び共同保有者に関する統括表】

1 【提出者及び共同保有者】

1. エイアイジー・スター生命保険株式会社
2. AIG グローバルインベストメントコープ (アジア) リミテッド
(AIG Global Investment Corp. (Asia) Limited)
3. AIG プライベート バンク リミテッド (AIG Private Bank Ltd.)
4. エイアイジー投信投資顧問株式会社

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)	82, 900		771, 100
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 82, 900	N	O 771, 100

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	R 854,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成 18 年 8 月 31 日現在）	T 13,333,792
上記提出者の 株券等保有割合（%） (R/(S+T)×100)	6.40
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	5.34

委任状

東京都中央区晴海一丁目8番12号に本店を有するエイアイジー・スター生命保険株式会社は、東京都千代田区丸の内1丁目1番3号AIGビルに本店を有するアメリカンインターナショナルグループ株式会社を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日届、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

本委任状は、当社が明示的に破棄しない限り、下記日付より永久に効力が持続するものとする。

当社は、代理人が当社のためにすべての銘柄について基準日届、大量保有報告書または変更報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれを正本として使用することを許可する。

上記の証として、当社は、2006年7月13日、権限ある役員をして本委任状に記名・押印せしめた。

エイアイジー・スター生命保険株式会社
代表取締役 トーマス・パークハード



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that AIG Global Investment Corp. (Asia) Ltd. incorporated in Bermuda with its principal office at 16/F, AIG Tower, 1 Connaught Road Central, Hong Kong ("Company"), hereby nominates, constitutes and appoints American International Group Kabushiki Kaisha with its principal office at 1-3 Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by American International Group Kabushiki Kaisha.

Unless the Company expressly revokes or terminates this Power of Attorney, this Power of Attorney shall remain effective for an unspecified period of time from the date hereof.

The Company hereby agrees for the named attorney to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 13th day of July 2006.



Name: Peter Soo
Title: Managing Director

委任状

香港 セントラル コンノート ロード AIG タワー16 階に本店を有する AIG グローバル インベストメントコープ (アジア) リミテッドは、東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 3 号 AIG ビルに本店を有するアメリカン インターナショナル グループ株式会社を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日届、株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

本委任状は、当社が明示的に破棄しない限り、下記日付より永久に効力が持続するものとする。

当社は、代理人が当社のためにすべての銘柄について基準日届、大量保有報告書または変更報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれを正本として使用することを許可する。

上記の証として、当社は、2006 年 7 月 13 日、権限ある役員をして本委任状に記名・押印せしめた。

(署名)

ピーター・スー

マネジング・ディレクター

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that AIG Private Bank Ltd. with its principal office at Pelikanstrasse 37, 8021 Zurich, Switzerland ("Company"), hereby nominates, constitutes and appoints American International Group Kabushiki Kaisha with its principal office at 1-3 Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by American International Group Kabushiki Kaisha.

Unless the Company expressly revokes or terminates this Power of Attorney, this Power of Attorney shall remain effective for an unspecified period of time from the date hereof.

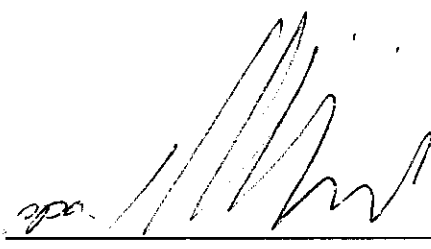
The Company hereby agrees for the named attorney to attach a copy of this Power of Attorney in lieu of an original Power of Attorney to each and every Report to be filed by the Company for all issues reportable by the Company, and acknowledges that such copy has the same effect as the original Power of Attorney.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 12th day of July 2006.

AIG Private Bank Ltd.


Name: Peter J. Honold

Title: General Counsel


Name: Mirjana Jelcic

Title: Compliance Associate

委任状

スイス連邦 8021 チューリッヒ、ペリカンストラッセ 37 に本店を有する AIG プライベート バンク リミテッドは、東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 3 号 AIG ビルに本店を有するアメリカン インターナショナル グループ株式会社を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日届、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

本委任状は、当社が明示的に破棄しない限り、下記日付より永久に効力が持続するものとする。

当社は、代理人が当社のためにすべての銘柄について基準日届、大量保有報告書または変更報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれを正本として使用することを許可する。

上記の証として、当社は、2006 年 7 月 12 日、権限ある役員をして本委任状に記名・押印せしめた。

AIG プライベート バンク リミテッド

(署名)

ピーター・ジェイ・ホノルド
ジェネラル・カウンセラー

(署名)

ミラナ・ジェリック
コンプライアンス アソシエイト

委任状

東京都千代田区丸の内一丁目1番3号AIGビルに本店を有するエイアイジー投信投資顧問株式会社は、東京都千代田区丸の内一丁目1番3号AIGビルに本店を有するアメリカン インターナショナル グループ株式会社を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日届、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

本委任状は、当社が明示的に破棄しない限り、下記日付より永久に効力が持続するものとする。

当社は、代理人が当社のためにすべての銘柄について基準日届、大量保有報告書または変更報告書を提出するときには、本委任状の写しをもってこれを正本として使用することを許可する。

上記の証として、当社は、2006年7月14日、権限ある役員をして本委任状に記名・押印せしめた。

エイアイジー投信投資顧問株式会社

代表取締役社長 秋元 正 印

